土地の先買い制度のあらまし

(公有地の拡大の推進に関する法律)

土地の先買い制度とは、都道府県や市町村などが都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)により、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。

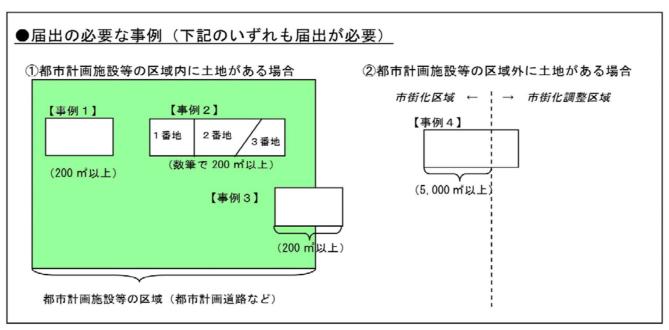
これには、土地所有者が一定面積以上の土地を ①有償で譲渡しようとする場合にあらかじめ届け出ることが義務づけられている「届出」と、②地方公共団体等に買取りを希望する「申出」があります。いずれの場合も、大東市域内の土地については大東市都市経営部都市政策課に提出することになります。

1. 届出の必要な場合

次の土地を有償で譲渡(売買、代物弁済、交換等及びこれらの予約を含む) しようとする場合は、 契約を結ぶ前に届出が義務付けられています。

	5	対	象	区	域		面積要件	
(1)	都市計画区域内の都	200 ㎡以上						
	都市計画区域外の都市計画施設内の土地(大東市に該当する土地はありません)						200 Ⅲ	
2	上記以外の都市計画 区域内の土地	市街		5, 000 ㎡以上				
		市街		10, 000 ㎡以上				
		(大東市に	は、該当	する土地はあり	ません。)	15, 550 1117/12	

- ※届出の義務を怠ったり、虚偽の届出をしたり又は譲渡制限期間内に土地を譲渡した場合は、50万円以下の過料に処せられることがあります。(公拡法第32条)
- ※届出対象面積は契約単位で判断します。(例:土地を分割して個別に譲渡しようとする場合は、個々の 契約 面積が上記面積要件に該当するかどうかで判断します。)
- ※数筆の土地であっても、一団性を有する同一人所有の土地であれば届出が必要です。(下記【事例2】)



2. 申出ができる場合

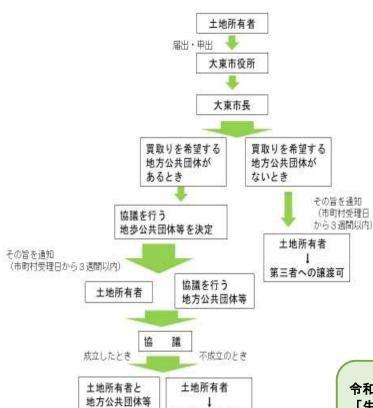
次の要件を満たす土地であれば、買取りの申出を行うことができます。

対	象	区	域		面積要件
;	200 ㎡以上				
都市計画					

※数筆の土地であっても、一団性を有する同一人所有の土地であれば申出は可能です。

3. 届出・申出の手続き

(大東市内の土地である場合)



4. 届出・申出後の譲渡制限

公拡法の届出や申出をした場合、一定の期間、 その土地の譲渡(事実行為及び契約を含む)が禁止 (1)土地の買取協議を行う旨の通知があった場合 ⇒通知のあった日から 3 週間を経過する日まで (ただし、その期間内に買取協議不成立が明らかになった場合はその時まで)

- (2) 買取協議を行う地方公共団体等がない旨の 通知があった場合
- ⇒通知があった時まで
- (3)3 週間以内に(1)又は(2)の通知がなかった場合 ⇒届出や申出をした日から起算して3週間を 経過する日まで

令和6年9月19日以降に生産緑地の買取申出をされた方が、「生産緑地法第12条に基づく通知」の日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に有償譲渡される場合は、公有地拡大推進法の届出は不要となります。

5. 必要書類

との間で

売買契約締結

(1)土地有償譲渡届出書 または 土地買取希望申出書

第三者への譲渡可

- (2) 位置図(概ね市町村全体を把握できる図面。縮尺 25,000 分の 1 程度の地図)
- (3) 周辺地図(住宅地図。縮尺 2,500 分の 1 程度の地図)
- (4) 委任状(届出又は申出の手続きを委任する場合に必要)
 - ◆届出書·申出書の様式と記入例、委任状の様式は、

市ホームページ(http://www.city.daito.lg.jp)の申請書ダウンロードよりダウンロードできます。

お問合わせ先

大東市 都市経営部 都市政策課 電 話 072-872-2181(代表) ファックス 072-871-7926